

令和2年 第3回教育委員会 会議録

日 時	令和2年2月27日（木） 午前9時30分～午前11時30分
場 所	向日市役所 第7会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、教育総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、図書館長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹4名、文化財調査事務所長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告 議案第2号「令和2年度 向日市の教育について」 議案第3号「人事案件について」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第2回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について」の報告を願う。
事務局	— 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について — 文部科学省から令和2年2月25日付けで児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の対応方針が示され、それを受け、令和2年2月26日付けで、本市教育委員会に取りまとめたものを保護者に発出し、情報提供と注意喚起を行った。 その内容の1つ目は、ご家庭でできる感染拡大防止の措置として、「日々の健康状態の確認」、「発熱や風邪のような症状が見られるときは自宅で休養」、「手洗いや咳エチケットの徹底と可能な範囲でのアルコール消毒」、「こまめな換気」や「十分な睡眠とバランスの良い食事」を示した。また、保護者の方においても、風邪のような症状が見られるときは来校を控えていただくようお願いしたところである。 2つ目、教育委員会・学校が行う感染拡大防止の措置として、「(1) 児童生徒本人が感染した場合」や「(2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合」の臨時休業や出席停止措置の基準について示した。 新型コロナウイルス感染症は日々状況が変化しており、今後、感染の広がりや重症度を見ながら、新たな対応が必要な場合は、学校を通じて、改

	めて保護者の方にお知らせをする。 なお、令和2年2月26日時点で、児童生徒が感染をしたという報告や感染者の濃厚接触者に特定されたとの報告は受けていない。 【質疑等】
委員	各学校で児童生徒が手を消毒するアルコールを置いているのか。 また、マスクが必要な児童生徒がマスクを持っていない場合、学校はマスクの準備ができているのか。
事務局	消毒アルコールについて、全教室や全フロアではないが、配膳室などの必要な場所には配置している。 マスクにおいては、各学校で一定数のマスクがあると聞いているが、基本的にはご家庭でマスクを用意していただくものであり、給食当番時など必要な時に用意できない場合に限り、児童生徒にマスクを渡している。
委員	他市の給食現場では、マスクが足りないので、調理員にマスクを1週間同じものをつけるように指示があったと聞いたが、本市ではそのようなことはないのか。
事務局	本市の調理員は業務委託契約をしているので、その会社の中でマスクを用意されるものだと考えるが、現時点で委託業者から調理員のマスクが足りていないとは聞いていない。
委員	配膳時に多数の児童生徒がトングを使用することが危険だと考えるが、その点において学校は何か配慮しているのか。
事務局	基本的には児童生徒がトングを使い回すという状況はない。
委員	トングの使用によって感染すると聞いているので、出来るだけ多くの児童生徒が使わないように指導してほしい。
委員	2（2）の「濃厚接触した日から起算して2週間」というのは、症状が出ていない場合も含むのか。
事務局	お見込のとおりである。
委員	どこからが濃厚接触となるのか。

事務局	感染者が特定されたら、保健所が感染者が通ったルートや会った人などを調査され、その調査において濃厚接触者と認定されているのではないかと考える。
教育長	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、イベントが中止になったものがあるので、その報告を願う。
事務局	教育委員会所管分では、3月20日に開催予定であった向日市青少年健全育成連絡協議会と共催の「市民ふれあいコンサート」が中止になった。 また、同日に寺戸公民館で行われるクラブサークル学習発表会については、現在のところ、中止か延期で検討している。 図書館、文化資料館や天文館については、現在、休館はしていない。 卒業式においてもどのように行うかなど、今後検討していきたい。
委員	最悪のことを考えて対応した方がよい。現在は感染者が2名だが、今後さらに感染者が出るかもしれない。感染者が出てからの対応では遅いので、対応の整理をした方がよい。
教育長	頂いたご意見を踏まえ、校長会とも情報共有し、速やかに対応したい。
教育長	次に、議案第2号「令和2年度 向日市の教育について」を上程する。
事務局	— 令和2年度 向日市の教育について — 本案は、教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会に議決を求めるものである。 資料は3つあり、1つ目は新旧対照表である。残りの2つは、カラー刷りと白黒刷りの「令和2年度 向日市の教育」で、どちらも内容は同じであるが、白黒刷りのものには、前回の教育委員会から変更した部分に下線を引いている。 まず、表紙について、写真を全て変更した。 1ページ、今までのキーワードは「自立・共生・人権尊重」であったが、文部科学省の第3期教育振興基本計画に合わせて「自立・協働・人権尊重」と変更している。 2ページ、前回の教育委員会での意見をもとに難しい文言と文章の長短を変更している。 3ページと4ページは特に意見がなかったが、変更したところに下線を引いている。 6ページ、特に配慮すべき事項の「(4) 教育相談事業等の効果的な活用」について、前回名称をまとめてしまったが、今回、本市独自の事業を

	中心に文章に表している。 「等」は、京都府教育委員会の事業をまとめている。 下段の「学校の教育力の向上（２）教育力の向上と、子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進」の「教職員の働き方改革」に鉤括弧をつけて、言葉の整理をした。 また、「学校の教育力の向上」は教職員の研修が中心であるので、「あいさつが交わされるまちづくりの推進」を（１）から（７）に入れ、並列にするのはどうかと前回の教育委員会で意見をいただいたが、現在の「学校の教育力の向上」に地域とともに教育力の向上を行うことを設定しているので、（１）から（７）に入れている。 ７ページから９ページの社会教育について、変更はない。 １０ページ、組織図と図書館・文化資料館の休館日の資料整理日にある下線部の箇所を変更した。教育相談は曜日を変更した。 裏表紙については変更なしである。 【質疑等】
委員	３ページ「「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進（９）コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力の向上に向けた取組の充実」に米印を少し上か下に小さく表記してほしい。 また、２ページも同様の対応をしてほしい。
事務局	米印はそのように対応する。
委員	９ページ「歴史・文化資源の整備と活用」の特に配慮すべき事項について、特に記載することがないのであれば、この表記を削除した方がいいと考える。
事務局	特に配慮すべき事項の文言は削除する。
委員	６ページ「学校の教育力の向上（６）コミュニティ・スクールの導入についての検討」の「コミュニティ・スクール」について、別でこの説明はいらぬのか。
事務局	説明文を入れるように対応をする。
委員	１０ページの図書館と文化資料館の開館時間の表記が、教育相談の時間の表記の仕方と違うので、揃えなくていいのか。

事務局	合わせるようにする。
委員	1 ページ「向日市の特色を生かした教育活動」について、青色の背景に青字での表記は見づらい。
事務局	見やすい色に調整する。
委員	4 ページ「たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進（６）学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進」について、「指導の充実」とした方がよい。
事務局	「指導の充実」と訂正する。
委員	3 ページ「「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進」の下の文言に丸印がないが、4 ページ「たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進」の下 の文言には2 つ丸印があるので、丸印をつけるかつけないか統一した方が いいのではないかと思った。検討して、見やすいようにしていただいたら よい。
委員	同ページの「（７）地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成」 の「と」は、「地場産品の活用」と「地域の食文化を尊重する心の育成」 をつないでいるということでよいか。
事務局	そのとおりである。
委員	良識を働かせれば分かるが、「と」がどれとどれを繋いでいるのかはどの ようにもとれる。
委員	「地場産品の活用」の後に読点を入れればよいと思う。
教育長	以上のご意見を踏まえ、議案第 2 号「令和 2 年度 向日市の教育について」 の採決を行う。
	（全員挙手）
教育長	全員挙手により、議案第 2 号は承認された。 次に、「中学校卒業生に係る事案について」の報告を願う。 この報告は、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人

	の権利利益を害するおそれのあることから、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手) 教育長 全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	次に、議案第３号「人事案件について」を上程する。 この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第１４条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第３号「人事案件について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第３号は承認された。 秘密会を解く。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

令和２年第３回教育委員会

令和２年２月２７日（木）

午前９時３０分から

向日市役所 第７会議室

１ 開 会

２ 会議録の承認について

３ 議 案

委員会諸報告

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について

議案第２号 令和２年度 向日市の教育について

委員会諸報告

- ・中学校卒業生に係る事案について

議案第３号 人事案件について

４ 閉 会

諸報告資料

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について

令和2年2月27日
学 校 教 育 課

別紙のとおり、報告します。

令和 2 年 2 月 2 6 日

保護者様

向日市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置について

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、令和 2 年 2 月 2 5 日付事務連絡で、文部科学省からその対応方針が示されたところです。

本市教育委員会といたしましては、その方針に基づく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等を次のとおりとりまとめましたので、ご一読いただきますとともに、防止措置にお取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 ご家庭でできる感染拡大防止の措置

- ・できる限り健康状態の確認（検温等を行う）
- ・発熱や風邪のような症状が見られるときは自宅で休養
- ・手洗いや咳エチケットの徹底と可能な範囲でのアルコール消毒
- ・こまめな換気
- ・十分な睡眠とバランスの良い食事

※保護者の皆様におかれましても、風邪のような症状が見られるときは来校をお控えいただきますようお願いいたします。

2 教育委員会・学校が行う感染拡大防止の措置

(1) 児童生徒本人が感染した場合

感染した児童生徒が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校保健安全法第 2 0 条に基づき臨時休業を行います。

(2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

当該児童生徒に対し、学校保健安全法第 1 9 条に基づく出席停止措置を取ります。出席停止期間の基準は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間とします。

3 その他

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しているところであり、今後の感染の広がりや重症度を見ながら、新たな対応が必要な場合は、改めて通知させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症についてのご相談は、別添のチラシに記載されている目安を参考のうえ、帰国者・接触者相談センター（24 時間対応 075-414-4726）等にお問い合わせください。

担当	向日市教育部学校教育課
電話	075-931-1111（内線 814）

向日市教育委員会議案第2号

令和2年度 向日市の教育について

令和2年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

令和2年度

向日市の教育



小学校出前講座（天文館）



小学校陸上運動交歓記録会



教職員セミナー



プログラミング教育



中学生弁論大会



未来の担い手育成プログラム
（iPS細胞研究所）



古代衣装体験（文化資料館）



おはなし会（図書館）



ふしぎ発見！理科教室
（中央公民館）

向日市教育委員会

令和2年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的变化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。

また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

新しい学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図る教育を推進する。

「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 2 伝統や文化、芸術に関する教育の推進 3 現代的課題に対する教育の充実
たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進	1 人権教育の推進 2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 3 一人一人を大切にした指導の充実
安心・安全な教育環境の充実	1 いじめや暴力行為の防止対策の充実 2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 3 学校危機管理・安全対策の充実
学校の教育力の向上	1 教職員の資質能力の向上 2 魅力ある学校づくり 3 社会に開かれた教育課程の実現

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、「質の高い学力」※をはぐくむ教育を推進します。

※「質の高い学力」

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

- 1 基礎的な知識・技能の習得
- 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成
- 3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究推進と積極的な成果の普及
- (6) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (7) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (8) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (9) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※の向上に向けた取組の充実
- (10) 市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・学習指導要領の確実な実施
- (2) ・デジタル教材の活用
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用
- (5) ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
・小中や小の連携強化による学習指導の充実
- (6) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (7) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実

※ ・コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進

豊かな情操や道德心を培い、正義感や責任感、規範意識、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力など、豊かな人間性や社会性の育成に努めます。

- 1 道德教育の推進、体験活動や読書活動の充実
- 2 伝統や文化、芸術に関する教育の推進
- 3 現代的課題に対する教育の充実

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (2) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (3) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にすることなどをはぐくむ授業の充実
- (4) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (5) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (6) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (7) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (8) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施
- (9) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (10) グローバル化に対応できる人材の育成
- (11) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (5) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (6) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (8) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (9) ・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進

○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。

○知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。

1 体力・運動能力の向上

2 健やかな身体の育成

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (4) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (5) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）
- (6) 学校給食を通じた食に関する指導充実による食育の推進
- (7) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・『京の子ども元気なからだスタンダード』等を活用した授業や取組の推進
- (2) ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (4) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (5) ・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命(いのち)のがん教育授業」の活用
- (6) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実
- (7) ・小中学校9年間を見通した食育の推進

一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進

○一人一人をかけがえのない存在として大切にし、その個性を尊重するとともに、その能力と可能性を見出し伸ばす教育を推進します。

○人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切にする児童生徒の育成に努めます。

1 人権教育の推進

2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した 特別支援教育の充実

3 一人一人を大切にした指導の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (5) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成、活用
- (6) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発
- (7) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- (8) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (9) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・京都府人権関係資料等の積極的な活用
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (7) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・「中1 振り返り集中学習」等の府事業の活用
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (8) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実
- (9) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携

安心・安全な教育環境の充実

○児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組みます。

○児童生徒の心身ともに健全な発達を促すとともに、安心・安全な教育環境の充実を図ります。

1 いじめや暴力行為の防止対策の充実

2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

3 学校危機管理・安全対策の充実

- (1) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (2) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (3) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (4) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (5) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (6) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (7) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (2) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
- (3) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (4) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
- (6) ・自転車運転免許教室の実施など
- (7) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

学校の教育力の向上

- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。
- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

1 教職員の資質能力の向上

2 魅力ある学校づくり

3 社会に開かれた教育課程の実現

- (1) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (2) 教育の質の向上と、子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進
- (3) 保幼小、小中の校種間連携の充実
- (4) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (5) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (6) コミュニティ・スクールの導入についての検討
- (7) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- 3 地域学校協働活動の活用
- (1) ・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実
- (4) ・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (5) ・学校だよりやホームページを活用

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

- (3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館> ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成 <図書館> ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能の充実と読書推進のための各種事業の充実	<文化資料館> ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 <天文館> ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実
--	---

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) PTA活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動の推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成世代のリーダーとなる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項



向日市の 史跡等

●竹の径 府選定文化的景観

向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が 1800m の竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500 選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 98m の前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65m、高さ約 7m の円形をしています。



●元稲荷古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 94m の前方後方墳です。



●**須田家住宅** 府指定文化財
西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●**石塔寺**
鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5 月 3 日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●**西国街道**
京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●**向日神社** 国重要文化財・国登録文化財
養老 2 年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式です。



●**中小路家住宅** 国登録文化財
西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●物集女車塚古墳 国指定史跡

古墳時代後期の全長約 46m の前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡 市指定史跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳です。



●東院公園 市指定史跡

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園 国指定史跡

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。

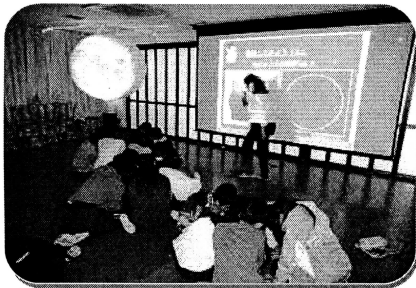
●朝堂院跡 国指定史跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。

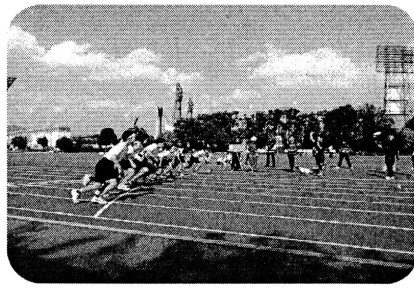


令和2年度

向日市の教育



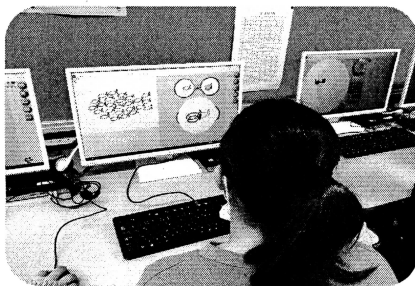
小学校出前講座（天文館）



小学校陸上運動交歓記録会



教職員セミナー



プログラミング教育



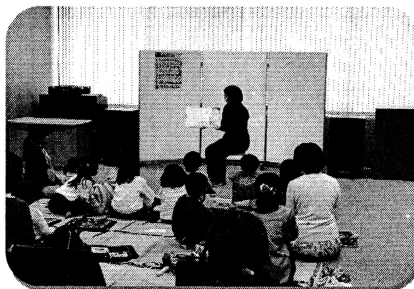
中学生弁論大会



未来の担い手育成プログラム
(IPS 細胞研究所)



古代衣装体験（文化資料館）



おはなし会（図書館）



ふしぎ発見！理科教室
(中央公民館)

向日市教育委員会

令和2年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的变化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。

また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

新しい学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図る教育を推進する。

「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道德教育の推進、体験活動や読書活動の充実 2 伝統や文化、芸術に関する教育の推進 3 現代的課題に対する教育の充実
たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
一人一人を大切にし、個性や能力を伸ばす教育の推進	1 人権教育の推進 2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 3 一人一人を大切にした指導の充実
安心・安全な教育環境の充実	1 いじめや暴力行為の防止対策の充実 2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 3 学校危機管理・安全対策の充実
学校の教育力の向上	1 教職員の資質能力の向上 2 魅力ある学校づくり 3 社会に開かれた教育課程の実現

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

「質の高い学力」をはぐくむ教育の推進

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、「質の高い学力」※をはぐくむ教育を推進します。

※「質の高い学力」

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

特に配慮すべき事項

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 「主体的・対話的で深い学び」の<u>視点に立った授業改善</u>(2) ICT を効果的に活用した授業の実施(3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施(4) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成(5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究推進と積極的な成果の普及(6) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実(7) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着(8) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立(9) <u>コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※の向上に向けた取組の充実</u>(10) 市主催事業（大会、作品展等）を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進 | <ul style="list-style-type: none">(1) ・学習指導要領の確実な実施(2) ・<u>デジタル教材の活用</u>
・情報活用能力の育成(3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用(5) ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実(6) ・<u>児童生徒の学力の客観的な状況把握</u>(7) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実※ ・<u>コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力</u> |
|---|--|

豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進

豊かな情操や道徳心を培い、正義感や責任感、規範意識、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力など、豊かな人間性や社会性の育成に努めます。

1 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実

2 伝統や文化、芸術に関する教育の推進

3 現代的課題に対する教育の充実

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (2) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (3) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
- (4) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (5) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (6) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (7) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (8) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施
- (9) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実
- (10) グローバル化に対応できる人材の育成
- (11) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用
・小中学校道徳実践交流会の充実
- (5) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (6) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (8) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (9) ・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

たくましく健やかな身体をはぐくむ教育の推進

○生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図ります。

○知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図ります。

1 体力・運動能力の向上

2 健やかな身体の育成

3 食育の推進

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
- (4) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (5) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）
- (6) 学校給食を通じた食に関する指導充実による食育の推進
- (7) 地場製品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・『京の子ども元気なからだスタンダード』等を活用した授業や取組の推進
- (2) ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
- (4) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (5) ・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
「生命(いのち)のがん教育授業」の活用
- (6) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実
- (7) ・小中学校9年間を見通した食育の推進

一人一人を大切に、個性や能力を伸ばす教育の推進

○一人一人をかけがえのない存在として大切に、その個性を尊重するとともに、その能力と可能性を見出し伸ばす教育を推進します。

○人権尊重の意識を高め、自分と他者との人権を大切にする児童生徒の育成に努めます。

1 人権教育の推進

2 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した

特別支援教育の充実

3 一人一人を大切にした指導の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (5) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成、活用
- (6) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発
- (7) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- (8) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (9) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・京都府人権関係資料等の積極的な活用
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (7) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・「中1 振り返り集中学習」等の府事業の活用
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (8) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実
- (9) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携

安心・安全な教育環境の充実

○児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組みます。

○児童生徒の心身ともに健全な発達を促すとともに、安心・安全な教育環境の充実を図ります。

1 いじめや暴力行為の防止対策の充実

2 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

3 学校危機管理・安全対策の充実

- (1) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (2) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (3) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (4) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (5) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (6) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (7) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (2) ・小中や小中の連携強化による生徒指導等の充実
- (3) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施
- (4) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
- (6) ・自転車運転免許教室の実施など
- (7) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

学校の教育力の向上

○子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。

○強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指します。

○保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

1 教職員の資質能力の向上

2 魅力ある学校づくり

3 社会に開かれた教育課程の実現

- (1) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (2) 教育の質の向上と、子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進
- (3) 保幼小、小中の校種間連携の充実
- (4) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (5) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (6) コミュニティ・スクールの導入についての検討
- (7) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- 3 地域学校協働活動の活用
- (1) ・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実
- (4) ・学校目標達成のためのP D C Aサイクルの確立
- (5) ・学校だよりやホームページを活用

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

(3) 施設の特徴を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

＜公民館＞

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

＜図書館＞

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能の充実と読書推進のための各種事業の充実

＜文化資料館＞

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

＜天文館＞

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) P T A活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動の推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNS などの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

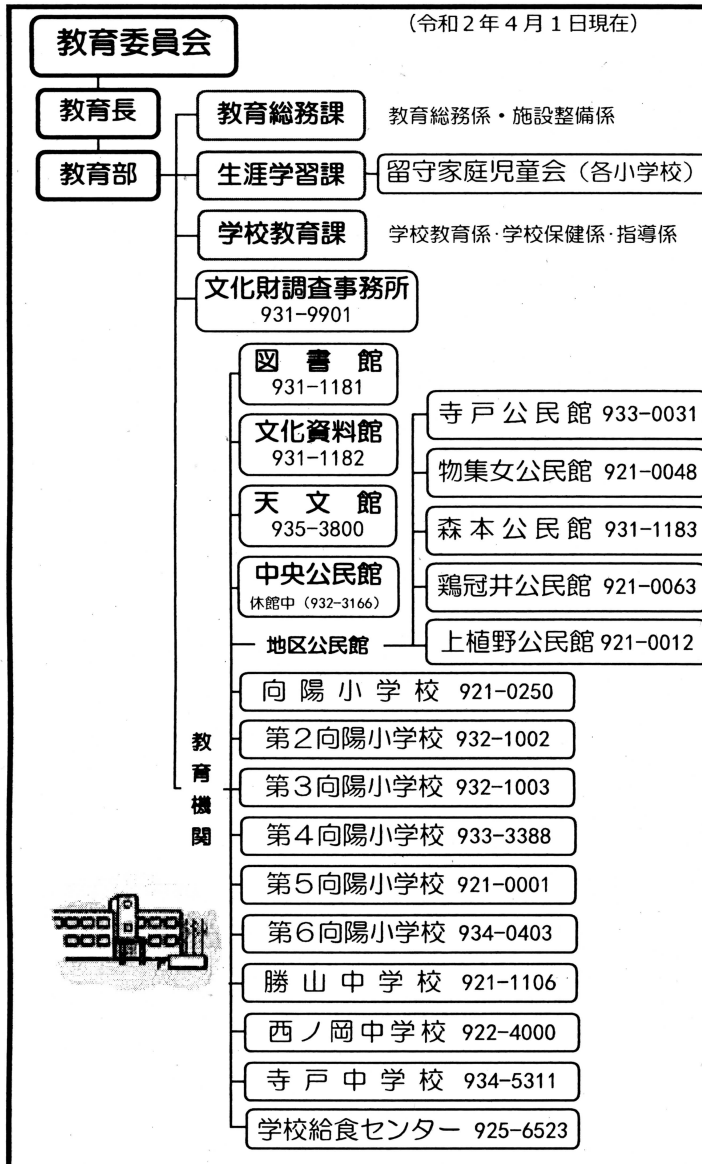
1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図

(令和2年4月1日現在)



向日市教育委員会
〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館 向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならなど誰でも借りることができます。
URL <https://www.library.muko.kyoto.jp>

開館時間
・午前 10 時～午後 6 時
開館時間以外の返却は、
ブックポストをご利用ください。

休館日
・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・特別整理期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



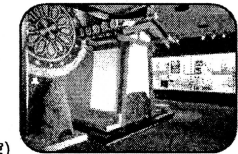
文化資料館 古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

URL <http://city.muko.kyoto.jp/kurashi/bunka/>

開館時間
・午前 10 時～午後 6 時
(入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日
・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・展示準備期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合

入館料 無料



天文館 天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

URL <http://city.muko.kyoto.jp/kurashi/tenmonkan/>

開館時間
・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (入館は午後 5 時まで)

休館日
・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合

入館料 無料 (プラネタリウムは有料)



教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 8:30～17:15
・931-6060 (直通)

●小中学生自身の悩み

子育ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・火・木 10:00～11:50 13:00～14:50
・931-1111 (内線 803)

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連
絡してください。

●不登校児童生徒のための 自立支援について

適応指導教室 (ひまわり広場)

・向日市天文館内に開設
・月～金 9:30～12:00
・931-1111 (内線 803)

●子どもの発達や

障がいについて

通級指導教室

・各小学校、勝山・西ノ岡中学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、
小・中学校へ連絡してください。

